

**熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業
実施方針等に関する質問回答集修正事項について**

平成 14 年 11 月 12 日

熊本大学施設部企画課

平成 14 年 11 月 12 日に公表しました実施方針等に関する質問回答集について、以下該当部分の修正をお願いいたします。

該当質問 No.	修正前の回答（下線部は修正部分）	修正後の回答（下線部は修正部分）
No . 23	本施設は、国立学校設置法施行規則第20条の3により設置され附則（平成12年3月31日文部省令第27号抄）に平成22年3月31日までと定められています。 時限に伴い事業が中止された場合は、リスク分担表（案）No.46 に示したとおり、大学がリスクを負担しま<u>_____</u>	本施設は、国立学校設置法施行規則第20条の3により設置され附則（平成12年3月31日文部省令第27号抄）に平成22年3月31日までと定められています。 時限に伴い事業が中止された場合は、リスク分担表（案）No.46 に示したとおり、大学がリスクを負担しま<u>す。</u>
No . 65	詳細は入札説明書公表時にお示しますが、履行保証保険付保については対象期間を<u>建設工事期間</u>とし、契約金額の設計・建設期間に相当する金額の10分の1以上の納付を検討中です。	詳細は入札説明書公表時にお示しますが、履行保証保険付保については対象期間を<u>設計から建設工事の期間</u>とし、契約金額の設計・建設期間に相当する金額の10分の1以上の納付を検討中です。
No . 67	詳細は入札説明書公表時にお示しますが、履行保証保険付保の対象期間については、<u>建設工事期間</u>とすることで検討中です。	詳細は入札説明書公表時にお示しますが、履行保証保険付保の対象期間については、<u>設計から建設工事の期間</u>とすることで検討中です。